



ペット火葬協会 東日本

Pet Cremation Association Eastern Japan

ペット火葬・葬儀事業者における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(初版 2020年6月1日)

ペット火葬協会 東日本

1. ガイドラインの策定にあたって

このガイドラインは、ペット火葬・葬儀事業者のサービスを受けられるお客様をはじめ、スタッフやセレモニー等に係わるすべての関係者を新型コロナウイルス感染のリスクから守るために策定したものです。

なお、ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や国または地方自治体等からの要請などにより、適宜必要な見直しを行います。

2. 感染防止対策

(1) 感染防止対策の体制

- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守する。
- ・ 国・地方自治体・研究機関等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を適時収集する。

主な情報源

首相官邸 <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

厚労省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

日本獣医師会 <http://nichiju.lin.gr.jp/covid-19/>

(2) スタッフの健康管理

- ・ 個人でできる健康管理（手洗い・うがい・消毒の励行）を徹底する。
- ・ 通勤時、勤務中はマスクの着用、対人距離の保持等について、個人でできる感染症防止対策をとる。
- ・ 始業時における体温チェックや体調確認を行い、スタッフの健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には自宅待機などの対応をとる。（始業時だけでなく体調チェックは複数回あることが望ましい）
- ・ 体調のすぐれないスタッフは、直ちに所属長など責任者に連絡をとり、その指示に従う。
- ・ 家族に感染者や感染が疑われる者がいる場合が、出勤を見合わせ、最寄りの医療機関等に連絡を入れ、その指示に従い、会社には定期的に電話やメール等により連絡を入れる。
- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、速やかに所属長など責任者に連絡をとり、その指示に従う。（このような場合は自宅待機が望ましい）



ペット火葬協会 東日本

Pet Cremation Association Eastern Japan

(3) 施設・事務所の対策

- ・ スタッフやお客様が、できる限り2メートルを目安に一定の距離を保てるよう人員配置や導線について最大限の見直しを行い、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するように努める。
- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備や不特定多数が使用する物品は、定期的に洗浄・消毒を行う。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・ 窓開けや空調設備を使用して、定期的に室内換気を行う。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽することが望ましい。
- ・ トイレは、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行い、トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから流すよう表示する。また、ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置することが望ましい。
- ・ ひとつの業務が終了した時は、その都度、利用したスペースや物品を清掃・消毒する。
- ・ 喫煙スペースではできる限り2メートルを目安に一定に距離を保てるよう人数制限や、対面会話の禁止などの利用方法について注意喚起を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、体液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行うスタッフは、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(4) 車両（ペット火葬車・送迎車）の対策

- ・ スタッフ及び同乗者のマスク着用や、乗車時の手指消毒などの基本的な感染予防対策を講じる。
- ・ スタッフ及びお客様や同乗者が、車内以外の場所において出来る限り2メートルを目安に一定の距離を保てるよう人員配置や導線について最大限の見直しを行い、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するように努める。
- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。
- ・ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを説明する等により、同乗者が安心して利用することができるように配慮する。
- ・ ひとつの業務が終了した時は、その都度、車両や物品の清掃・消毒を行う。

(5) お客様への対策

- ・ 施設内の複数の箇所に手指消毒液を装備し、お客様が来店する際に手指消毒をお願いする。
- ・ 来店中のマスクの着用をお願いする。
- ・ お客様同士の距離をできるだけ空けること等と呼び掛けるよう努める。
- ・ 発熱や風邪等の症状がある場合は、サービスをお断りすることがある旨を、予め説明する。
- ・ 外出自粛が要請されている場合は、都道府県外からの越境者による地域感染リスクが増加する恐れがあることを踏まえて、近隣地域以外の利用禁止、営業時間の短縮、予約件数の制限などを検討する。



ペット火葬協会 東日本

Pet Cremation Association Eastern Japan

(6) スタッフ及び同居家族に感染が確認された場合

- ・ なるべく早い段階でスタッフ及び同居家族から会社に報告をするよう対応を決めておく。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

3. 感染防止以外の対応

○ペット火葬協会 東日本の対応

- ・ **【当会員のみ】** 当会員は上記2 (6) が確認された場合、速やかに協会へ報告を行う。また経過報告も適時行う。協会は当該会員に対して、マスコミ対応や予約の受付業務が出来なくなってしまった顧客のフォローなど営業支援のバックアップができるよう最大限の援助を行う。
- ・ お客様と当会員においてペット火葬・葬儀サービスの金銭的なトラブルが発生した場合、当会の制定した「あんしん補償プログラム」を適用することができる。

※新型コロナウイルスにお客様本人または同居家族が感染した場合は、当プログラム適用事由とする。また、当プログラムの適用には各種規定がある。

ペット火葬協会 東日本「あんしん補償プログラム」 <https://petkasou-kyokai.jp/anshin.html>

- ・ 国・地方自治体、保健所や医療機関・獣医療機関、その他当会で承認を受けた個人又は団体等に情報の提供や、取材を受ける。但し、内容や諸事情によりお断りすることがある。

以 上

©ペット火葬協会 東日本

無断転載・引用を固く禁じます